

■遠距離通学児童生徒通学費補助金

補助対象者	補助額
①通学のために公共交通機関を利用する児童生徒	・公共交通機関利用距離が小学校児童3km以上、中学校生徒5km以上の者:全額 ・上記に満たない者:2割(伊賀鉄道は4割、要保護・準要保護世帯の児童生徒は全額)
②自転車により通学する中学校生徒で、要領に掲げる区域内(霊峰中:山畑・希望ヶ丘、大山田中:千戸・大沢)に居住する者	年間3,600円
③その他教育委員会が特に必要と認める児童又は生徒	

■自転車通学支援補助金

補助対象者	補助額
阿山中学校へ通学する生徒のうち、要領に掲げる区域内に居住する生徒で、通学用自転車を購入した生徒の保護者	購入金額もしくは20,000円のうちいずれか低い方の額

(改正案)遠距離通学児童生徒通学費補助金

(上記2つの制度を統合)

補助対象者	補助額
①通学のために公共交通機関を利用する児童生徒	・公共交通機関利用距離が小学校児童3km以上、中学校生徒5km以上の者:全額 ・上記に満たない者:2割(伊賀鉄道は4割、要保護・準要保護世帯の児童生徒は全額)
②自転車により通学する中学校生徒で、居住地区の仮定集合場所から学校までの距離が5km以上である生徒	一定額/年間
③その他教育委員会が特に必要と認める児童又は生徒	